

コーポレート・ガバナンス

社会から信頼される企業であり続けるために、
コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

●2009年4月純粋持株会社制に移行

サントリーグループは、さらなる持続的成長とグループ全体の企業価値の最大化を図るため、「グループ経営」と「事業執行」を分離させる純粋持株会社制に移行しました。新体制のもと、グループ企業理念「人と自然と響きあう」の実現をめざし、地域社会、お客様、お取引先などの各ステークホルダーとの良好な関係を保ちながら企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

グループ経営を担う取締役会とグループ経営戦略会議

サントリーホールディングス(株)の取締役会は、7名で構成され、グループ経営に関わる課題の意思決定を行うとともに、グループ各社の業務執行を監督する役割を担っています。また、取締役会のもとにトップマネジメント層から構成される「グループ経営戦略会議」をおき、グループ全体の経営課題を具体的に検討・協議することで、効率的かつ効果的なグループ経営を運営しています。また、執行役員制度を導入し、迅速な意思決定と業務執行を実現する体制を実現しています。

経営を監視・監督する監査体制

サントリーホールディングス(株)の監査役会は4名の監査役で構成されており、うち2名が社外監査役です。監査役会は、取締役の職務執行をはじめ、内部統制システムの整備状況、グループ経営全般に関わる職務執行状況について監査しています。これに加え、外部監査法人が会計監査

を実施し、会計や会計に係る内部統制の適正および適法性について、第三者の立場から検証しています。また、グループ各社の業務執行状況などを監査・検証する内部監査部門として「グループ監査部」をおき、社内規定に基づいて、業務執行の適正および健全性の維持に努めています。

●内部統制システムの強化

新体制発足にあたり、サントリーホールディングス(株)の取締役会で「内部統制システムに関する基本方針」を決議。コンプライアンスや情報管理、リスクマネジメントなどの取り組みを強化することで、より実効性のあるガバナンス体制の構築をめざしています。

●CSR経営を推進

サントリーグループのCSR経営を推進するために、2005年3月から専門部署(現・CSR推進部)を設置しています。CSR推進部では「水と生きる」をCSRビジョンと位置づけ、環境保全や文化・社会貢献などの取り組みを推進するほか、グループ社員一人ひとりの意識向上に向けた取り組みを展開しています。また、「品質保証」「グループリスクマネジメント」といったCSRにおける重要課題については、グループ全体で組織的に推進、強化していくことを目的に専門委員会を設置し、課題解決に取り組んでいます。

○コーポレート・ガバナンス体制

